

[事案 2019-105] 入院給付金支払請求

・令和元年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腰椎椎間板ヘルニアにより入院したため、平成 29 年 3 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約は解除され、給付金も支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。または、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人との初回面談時、本商品を希望した理由を聞かれたので、持病の腰のヘルニアがあり、いつ入院し治療することとなるか分からないので、生活費の保障のために検討している旨を話した。
- (2) 告知書に既往症である大腸ポリープを記入した際、募集人に、腰のヘルニアのことは書かなくて良いか確認したところ、書かなくて良いと言われたので記入しなかった。
- (3) 募集人は、配偶者が電話で問いただした際、「覚えていない」と非を認めた。

<保険会社の主張>

- (1) 募集人は、申立人から腰のヘルニアの既往歴を聞いたことはない。
- (2) 募集人は、申立人に対し、告知書に大腸ポリープだけ記入すれば良く、ヘルニアは書かなくて良い等の発言はしていない。
- (3) 事後的に、募集人は、断言できるまでは覚えていない旨を発言したが、非を認めたわけではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、申立人のヘルニアを認識しており、これを告知書に書かなくてよいと発言したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。